业

要な技術的基準を第三から第十二までに定め、及び同今第九十四条及び同今第九十九条の規定に基づき、鉄二号の規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必ンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の耐久性等関係規定を第二に指定し、同今第八十条の二第建築基準法施行令(昭和二十五年政今第三百三十八号)第三十六条第二項第二号の規定に基づき、鉄筋コ

平成十二年 月 日

建設省告示第

建設大臣 林 寬子

鉄筋コンクリート組積造の安全上必要な技術基準を定める等の件

**節コンクリート組積体の許容応力度及び材料強度を第十三のように定める。** 

第一 この告示において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第一 この音可によりで次に拷ける用語の意義は、それぞれ当説を号に及めるところによる

ウェブ(フェイスシェルを連結し組積ユニットの形状等を確保するための部分をいう。以下同じ。)にシェル(コンクリート等の充てん材の形枠として部材の表面に露出する部分をいう。以下同じ。)及び一 組積ユニット 平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十四号に掲げる建築材料で、フェイス

- 一 軒の高さは十六メートル以下とすること。
- 技術的基準は、次の各号及び第五から第十二のとおりとする。
- 第四 今第八十条の二第二号に規定する鉄筋コンクリート組積造の建築物の構造方法に関する安全上必要な
- る基準は、第五、第六並びに第七第一号及び第三号の規定とする。
- 上必要な技術的基準のうち、今第三十六条第二項第二号に基づき規定する耐久性等関係規定として指定す
- 第三 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十条の二に基づく鉄筋コンクリート組積造に係る安全
- タル)を用いて組積し、その空洞部にコンクリート又はモルタルを充てんし一体化したもの
- 四 打込み目地鉄筋コンクリート組積体 組積ユニットを接着材(耐力壁等の脚部にあっては、根付モル
- ト又はモルタルを充てんし一体化したもの
- 三 鉄筋コンクリート組積体 組積ユニットを目地モルタル等を用いて組積し、その空洞部にコンクリー
- 配置した後、コンクリート又はモルタルを充てんし一体化する構造方法
- 二 鉄筋コンクリート組積造 組積ユニットを目地モルタル等を用いて組積し、空洞部内に縦横に鉄筋を
- より構成されるもの

- た場合にあっては、この限りでない。いう。)は三・五メートル以下とすること。ただし、第十二第一号及び第四号に定める構造計算を行っ上主要な壁と屋根版が接して設けられる部分のうち最も低い部分における屋根版の上面)までの高さを一階高(床版の上面からその直上階の床版の上面(最上階又は階数が一の建築物にあっては、構造耐力
- は適用せず、地階を除く階数を五以下とすることができる。 断面積が、次の式に適合しなければならない。ただし、第十二に定める構造計算を行った場合にあってに緊結し、当該壁に生じる力を相互に伝えることができるようにしたものをいう。以下同じ。)の水平壁の厚さ以上の壁ばり(最下階にあっては、基礎ばり)又は当該壁にほぼ直交する構造耐力上主要な壁三、地階を除く階数を三以下とし、かつ、耐力壁(構造耐力上主要な壁のうち、その頂部及び脚部を当該

$$\sqrt{\frac{F}{18}}$$
Aw  $\ge Z$  Rt Ai W

ト 鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

- > 今第八十八条第一頃の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固 定荷重と積載荷重との和(今第八十六条第二項ただし書の規定によって指定する多雪区域に おいては、更に積雪荷重を加えるものとする。)(単位(ニュートン)

- ☆ 今第八十八条第一頃に規定する☆の数値

ミリメー 十一

今第八十八条第一頃に規定する社の数値

マ 令第八十八条第一頃に規定するとの数値

。ただし、打込み目地鉄筋コンクリート組積体にあっては、等価設計基準強度(打込み目地 鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度に、組積ユニットの厚さに対する打込み目地鉄筋コ ンクリート組積体の構造壁厚(打込み目地部分における充てんコンクリート又は充てんモル タルの最大幅をいう。)の比を乗じた数値をいう。以下同じ。)とする。いずれの場合にお いても、当該数値が三十六を超える場合にあっては、三十六とする。 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積の和(単位)平方 第五 コンクリート、モルタル及び鉄筋

- **イ ウェブは、組積ユニットを組積した場合に隣接することがなく、かつ、中空部が縦方向に連続し中**
- 二 基本形組積ユニットの形状は、次に定めるところによること。
- 使用上、耐久上有害となるひび割れ、角かけ、きず、ひずみ並びにそり等がないものであること。

ところによらなければならない。

組積ユニット(基本形組積ユニット及び異形組積ユニットをいう。以下同じ。)の品質は、次に定める

第六 組積ユニットの品質

津用する。

計基準強度は、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上としなければならない。

屋根版には径六ミリメートル以上の素線による溶接金網を用いることができる。

三 鉄筋コンクリート部分のコンクリートの設計基準強度、充てんコンクリート及び充てんモルタルの設

二 構造耐力上主要な部分に用いる鉄筋は、径九ミリメートル以上の異形鉄筋とする。ただし、床版及び

構造耐力上主要な部分に用いるコンクリート及びモルタルの材料については、令第七十二条の規定を

- 三、異形組積ユニットの形状は、前号イ、ロ及びへによるほか、基本形組積ユニットに組み合わせて使用
- トル以下とし、打込み目地組積ユニット同士の接合面内側端からフェイスシェル内側に三ミリメー
- く 打込み目地組積ユニットのフェイスシェルの内側端部の開先幅は、ハミリメートル以上十二ミリメ
- ホ(組積ユニットの厚さ方向の中心におけるウェブのせいは、モデュール寸法による高さの) ・六石色 以下であること。
- に目地厚さを加えた寸法をいう。以下同じ。) による長さに高さを乗じた数値の ・ 八倍以上であ る い ん
- ニーウェブにおける最小の垂直断面積の合計は、モデュール寸法(組積ユニットの厚さ、長さ及び高さ
- パーセント以上六十五パーセント以下であること。

トルの位置における開先幅は三ミリメートル以上であること。

- **八 厚さ及び長さ並びに高さの実寸法によって求められる容積に対する空洞部の容積の割合は、四十五**
- ローフェイスシェルの一般部における厚さは、二十五ミリメートル以上であること。
- 全部へのコンクリート又はモルタルの充てんに支煙のない間隔となるように配置すること。

外壁からの漏水に対して有効な措置を行う場合にあっては、この限りでない。

六 透水性は、一時間あたり一平方メートルにつき二百ミリリットル以下とすること。ただし、建築物の

この表において、 は、組積ユニットの圧縮強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を

ロンクコー 上部  $20 - \left(\frac{2\sigma}{5} - 8\right)$   $20 - \left(\frac{2\sigma}{5} - 16\right)$ 

体積吸水率

すること。

表すものとする。

- 五 体積吸水率は、組積ユニットの材質に応じて、次の表に掲げる式によって計算した数値以下の数値とミック製のものにあっては一平方ミリメートルにつき四十ニュートン以上とすること。
- 四 圧縮強度は、コンクリート製のものにあっては一平方ミリメートルにつき二十ニュートン以上、セラ
- できるものとすること。

組積ユニットの材質

- 基礎の構造は、平成十二年建設省告示第千三百四十七号に定めるところによらなければならない。
- 第八 基礎及び基礎ばり
- 三 組積ユニットの空洞部は、充てんコンクリート又は充てんモルタルで密実に埋めなければならない。
- の限りでない。
- しなければならない。ただし、割裂破壊に対して構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、こ
- ニ 組積ユニットの空洞部に配筋する鉄筋は、鉄筋の継手部及び定着部を除き、一方向につき二本以下と
- のとし、総方向に目地が連続しないように組積しなければならない。
- l 組積ユニットは、その目地塗面に目地モルタル、根付けモルタル及びその他の接着材が行きわたるも
- 第七目地、配筋及び充てん
- トルにつき十八ニュートン以上とすること。
- 八 鉄筋コンクリート組積体及び打込み目地鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度は、一平方ミリメー
- 厚さの三分の二以下であること。
- 七 吸水層(二十四時間以上水中に浸けた場合に水分が浸透する層をいう。)の厚さは、フェイスシェル

限りでない。 第三号までに定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この二 基礎ばりは、一体の鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、今第八十二条の第一号から

## 第九 床版及び屋根版の構造

耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではない。剛性及び耐力をもった構造としなければならない。ただし、第十二第四号に定める構造計算を行い、構造応力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり(最下階の床版にあっては、基礎ばり)に伝えることができる構造耐力上主要な部分である床版及び屋根版は、鉄筋コンクリート造とし、かつ水平力によって生ずる

## 第十 耐力壁の構造

、今第八十二条の第一号から第三号までに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめ、構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、第一号及び第六号から第八号までの規定を耐力壁は、次に定めるところによらなければならない。ただし、第十二第四号に定める構造計算を行い

られた場合にあっては第二号の規定を、それぞれ適用しないものとする。

の建築物にあって、耐力壁の下に有効に連続した壁ばり又は上階の耐力壁にほぼ直交する耐力壁が下階 に配置されている場合は、この限りでない。

上階の耐力壁は下階の耐力壁と連続して配置しなければならない。ただし、地階を徐く階数が三以下

- 耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平段影面積は、 六十平方メートル以下としなければならない

三 耐力壁の長さは、五九 ミリメートル、又は、端部の縦補強筋(壁の両端部に配置した縦補強筋をい

下同じ。)を配筋できる長さのうち、いずれか小さい方の数値以上としなければならない。

値のうち、いずれか大きい方の数値以上とする。

部分にあっては、この限りではない。

う。以下同じ。)と一本以上の中間総補強筋(縦補強筋のうち端部の縦補強筋以外の補強筋をいう。以

四、耐力壁の厚さは百九十ミリメートル、又は、構造耐力上主要な鉛直支点間距離を二十二で除した数

五 耐力壁に用いるせん断補強筋の未端は、かぎ状に折り曲げなければならない。ただし、端部以外の

六 耐力壁に用いるせん断補強筋比(耐力壁の鉛直断面における鉄筋コンクリート組積体の断面積に対

0

ロ 総補強筋の間隔は、組積ユニットのモデュール寸法による長さ以下かつ四百ミリメートル以下とし

階の位置	端部の縦補強筋
最上階から数えて三までの階	一本以上の径十二ミリメートルの鉄筋
最上階から数えて四以上の階及び地階	一本以上の径十五ミリメートルの鉄筋

**イ 端部の縦補強筋は、階の位置に応じて次の表によらなければならない。** 

**七 耐力壁には、次のイから八によって縦補強筋を配筋しなければならない。** 

置	せん断補強筋比	せん断補強筋の間隔
最上階から数えて三までの階	· 미국귀	る高さ又は三百ミリメートル以下組積ユニットのモデュール寸法によ
最上階から数えて四以上の階及び地階	· IIH및 H	る高さ又は二百ミリメートル以下組積ユニットのモデュール寸法によ

じて次の表によらなければならない。

するせん断補強筋の断面積の和の比をいう。以下同じ。)及びせん断補強筋の間隔は、階の位置に応

- の水平断面における鉄筋コンクリート組積体の断面積に対するせん断補強筋の断面積の和の比をいう。 二五(壁ばりの内のり長さをせいで除した数値が一・五未満の場合にあっては、・ ) <u>t</u>
- せん断補強筋は二百ミリメートル以下の間隔で復配筋として配置し、かつ、せん断補強筋比(壁ばり
- 壁ばりのせいは四百五十ミリメートル以上としなければならない。
- 号に定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、第二号及び第三号の規定 を適用しない。

定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、第一号の規定を、第十二第四

壁ばりは、次に定めるところによらなければならない。ただし、今第八十二条第一号から第三号までに

第十一 壁ばり

- ニー 地階の耐力壁は、鉄筋コンクリート造文は鉄筋コンクリート組積造としなければならない。
- 種の和の比をいう。)は、・・ 二以上としなければならない。
- 八 総補強筋比(耐力壁の水平断面における鉄筋コンクリート組積体の断面積に対する総補強筋の断面
- なければならない。

- 八 横補強筋比(壁ばりの鉛直断面における鉄筋コンクリート組積体の断面積に対する横補強筋の断面
- リメートル以下としなければならない。
- ロ 中間横補強筋(壁ばりの横補強筋のうち端部の横補強筋以外の補強筋をいう。)の間隔は、四百三

心間の距離を減じた数値をいう。) (単位 ミリメートル)

- 壁ばりの有効せい(壁ばりのせいから、壁ばりの引張り縁と引張側端部の横補強筋の重
- 壁ばりの幅(単位 ミリメートル)
- a. 端部の横補強筋の必要断面積(単位 平方ミリメートル)
- この式において、a,、 b及び b はそれぞれ次の値を表すものとする。

 $a_{t}=0.002bd$ 

置しなければならない。

- イ 端部には、径十二ミリメートル以上の鉄筋を、次の式によって計算した新面積以上となるように配
- 三 壁ばりには、次に定めるところによって横補強筋を配置しなければならない。
- 三)以上としなければならない。

- 。 ただし、打込み目地鉄筋コンクリート組積体にあっては、等価設計基準強度とする。
- F 鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)

この式において、F、Aw、フ、阯、垃及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$$\sqrt{\frac{F}{18}}$$
Aw  $\ge \frac{2}{3}$  Z Rt Ai W

- し、次号に定める構造計算を行った場合は、この限りでない。
- 三 各階の鉄筋コンクリート組積造の耐力壁の水平断面積が次の式に適合することを確かめること。 ただ
- 一 今第八十二条の三第一号及び第二号に定める構造計算を行うこと。
- 一 今第八十二条の二に定める構造計算につき、「二百分の一」を「二千分の一」に読み替えて行うこと
- 第四第三号の規定を適用除外とする場合の構造計算は、次に定めるところによりする構造計算とする。
- 第十二 階数を適用除外とする構造計算
- 積の和の比をいう。)は、・・ 二五以上としなければならない。

	•		, % (14) = 1 < 10 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	110 17 77 7-
においては当該算出によることができる。						
		架 薄の 生状		ς <b>Θ</b> ‡		

ころいては当夜草出これることができる。とする。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靭性を適切に評価して算出できる場合向及びけた行方向について次の表により定められる5の数値のうち最大の数値以上の数値を用いるもの四、今第八十二条の四に定める構造計算を行なうこと。この場合において各階の5は、当該階の張り間方

- おいては、更に積雪荷重を加えるものとする。)(単位 ニュートン)定荷重と積載荷重との和(今第八十六条第二頃ただし書の規定に基づき指定する多雪区域に
- > 今第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固
- W 今第八十八条第一頃に規定する。Hの数値
- は、今第八十八条第一頃に規定する社の数値
- 2 令第八十八条第一頃に規定する2の数値
- ミリメートル)
- Aw 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積の和(単位 平方

		秀様を権反する音水に生するほけに女して害多さ(せ)	
	$\Box$	ん断破壊その他の耐力が急激に低下する破壊が特に生	・四日
		じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの	
		○に掲げるもの以外のもので、架構を構成する部材に	
	$\Box$	生ずる力に対して割裂き、せん断破壊その他の耐力が	. Id
		急激に低下する破壊が生じ難いこと等のため、耐力が	· H
		急激に低下しないもの	
	$\bigcirc$	○及び□に掲げる以外のもの	· 五日
胀	十川	鉄筋コンクリー ト組積体の許容応力度及び材料強度	

に善を書水する訳がこ生ずるふりこさ ノケ副叉き ナー

鉄筋コンクリート組積体の許容応力度は次の表一に、材料強度は次の表二によらなければならない。

表一

	田 な	せった。断
つきニュートン)度(単位 一平方ミリメートルに長期に生ずる力に対する許容応力	$\frac{\mathbf{F}}{3}$	$\frac{\sqrt{(0.1F)}}{3}$
度(単位 一平方ミリメートルに短期に生ずる力に対する許容応力		$\frac{\sqrt{(0.1F)}}{2}$

## し を ニュー トン ) この表において、Fは、次の値を表すものとする。

F 鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)ただし、

打込み目地鉄筋コンクリート組積体にあっては、等価設計基準強度とする。

この告示は、公布の日から施行する。

温温

設計基準強度の代わりに充てんコンクリート又は充てんモルタルの設計基準強度を用いるものとする。準強度が鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度を下回る場合にあっては、鉄筋コンクリート組積体の組積体の設計基準強度を用いるものとする。ただし、充てんコンクリート又は充てんモルタルの設計基よらなければならない。この場合において、コンクリートの設計基準強度の代わりに鉄筋コンクリート鉄筋コンクリート銀筋コンクリート組積体に対する鉄筋の許容付着応力度は、平成十二年建設省告示第千四百五十号に

表すものとする。 この表において、Fは、表一に規定するFの数値(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を材料強度 F 圧 縮